

江差追分会名誉、上席、正師匠認定 審議委員会及び資格認定審査委員会規則

(設置)

第1条 正調江差追分節を正しく習得し、資格認定をすることにより技術の向上並びに、追分会資格の付与を厳正に処理するため、江差追分会会則第30条の規定により、江差追分会名誉、上席、正師匠認定審議委員会及び資格認定審査委員会（以下「認定審議会」と及び「認定審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 認定審議会及び認定審査会は、会長の諮問に応じて追分会の資格付与に関し、必要な事項を審議及び検定し、その内容等を会長に答申するものとする。

(種類及び構成)

第3条 種類及び構成は次のとおりとする。

- (1) 名誉、上席、正師匠認定審議会
江差追分会三役会の他、会長が特に必要と認めたもの。
- (2) 資格認定審査会
江差追分会上席師匠及び正師匠の中から会長が指名した者で構成する。

(組織)

第4条 認定審議会及び認定審査会は、会長が10名以内で委嘱する。

(委員の任期)

第5条 第3条第1号及び第2号にかかげる委員の任期は2年とする。

(委員長の職務権限及びその代理)

第6条 委員長は委員会を代表し、その会務を総理する。

2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第7条 認定審議会及び認定審査会は委員長が招集する。

(会議及び議事)

第8条 認定審議会及び認定審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 認定審議会及び認定審査会の議事は出席委員の過半数により決議し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(開催時期)

第9条 認定審議会及び認定審査会は毎年開催するものとする。ただし、開催日時等については、別に定めるものとする。

(受験資格)

第10条 認定審査の受験資格は次のとおりとする。

- (1) 原則として追分会正会員及び準会員でなければならない。
- (2) 会則第33条に定める資格のうち、師匠、準師匠、講師、準講師の資格取得条件を満たしている者。

(受験申請手続き)

第11条 認定審査を受験する者は、次により会長に申請するものとする。

- (1) 会則第33条に定める資格の内、師匠、準師匠、講師、準講師申請は、別紙様式により次の書類を添付し申請するものとする。

- ア 申請書
- イ 地区組織の推薦書
- ウ 活動実績書
- エ 履歴書
- オ その他必要な書類

(審査の要領)

第12条 審査の要領は次のとおりとする。

- (1) 会則第33条に定められた資格
 - ア 審査会の開催地は江差町とする。
 - イ 会則第33条に定められた資格取得条件により、技術、人格、活動実績等の内容を精査し、指導実技検定により審査する。
 - ウ 審査の決定は、審査員の合議によるものとする。
 - エ 合議によりがたい場合は、委員長の判断により協議決定する。
 - オ その他必要な事項は、委員長が決定する。

(審査料)

第13条 会則第33条に定められた江差追分会資格審査料等は、次のとおりとする。

- 1 審査料は、前納することを原則とする。
- 2 資格認定審査料及び免許料

資格区分	審査料	免許料
上席師匠	0円	0円
正師匠	0円	0円
師匠	10,000円	100,000円
準師匠	10,000円	80,000円
講師	10,000円	50,000円
準講師	10,000円	30,000円

(審査の適正)

第14条 委員長は、資格取得に関し必要に応じて推薦者等を会議に出席させ、意見を聞くことができる。

(事務)

第15条 認定審議会及び認定審査会の事務は、追分会事務局において処理する。

(雑則)

第16条 この規定に定めるものを除く外、認定審議会及び認定審査会に関して必要な事項は委員長が定める。

付 則

- 1 この規定は平成7年4月23日から施行する。
- 2 この規定は平成9年4月20日から施行する。
- 3 この規定は平成26年4月27日から施行する。